

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書 5つの注意点

1	当該寄附の申請書をすでにご提出済みの場合、 再提出は不要です。 ※すでにご自身でサイトより書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	申請書の記載内容に誤りがある際は、 二重線を引き、正しい内容を記載してください。 ※ワンストップ特例申請書に記載された住所の市町村をもとに、税額控除通知を行います。申請書の住所欄が、住民税課税住所であることをご確認ください。
3	自治体名をご確認ください。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
4	確認書類は正しい組み合わせ（下記記載 A～C の3パターンのいずれか） をご用意ください。 ※必ず個人番号確認書類1種類、本人確認書類（写真付きなら1種類、写真なしなら2種類）の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
5	切り取った確認書類は、 めくれないようにテープで貼り付けてください。 個人番号確認書類の場合：必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 本人確認書類の場合：必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。

カンタン！ 確認書類確認チャート

マイナンバーカード
をお持ちですか

はい →

いいえ ↓

はい →



公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

はい →

いいえ ↓


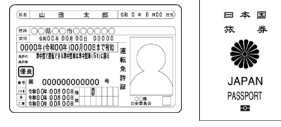
パターン A

1. マイナンバーカード(コピー)(両面)

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード(コピー)(裏面)	マイナンバーカード(コピー)(表面)
 <p>ICチップが付いています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>顔写真が付いています</p> <p>「個人番号カード」と記載されています</p>

パターン B


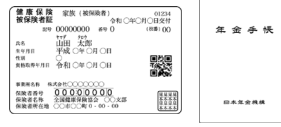
1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)などの顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)など
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>写真がある面をコピーしてください</p>

※本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。
※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。

パターン C

1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上のコピー
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>2点以上必要になります</p>

※「2」に該当する本人確認用の書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。
※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は個人番号確認書類としてご利用できません。
※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。

書類不備 および ワンストップ特例受付完了の通知について

- ワンストップ特例受付完了通知については、寄附申込サイトにご登録されているメールアドレスに配信しますのでご確認ください。
- 不備があった場合は、申請書と添付書類を一度ご返送いたしますので、修正のうえ再度お送りください。
- 【提出期限：寄附年の翌年1月10日必着まで】**
- 書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがないかをご確認ください。誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

該当寄附の申請書をすでにご提出済みの方は、ご提出いただく必要はございません。

自治体名をご確認ください。

押印は不要です。

個人番号(12桁)をご記入ください。

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。内容に間違いがあった場合は訂正箇所にご二重線を引いて訂正してください。
※1 この修正による、返礼品の配送先変更はお受けできませんのでご注意ください。
返礼品の配送先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。
※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

確定申告をされない方

寄附をした自治体が5自治体以内の方

この2つにチェックが入らない方は、ワンストップ特例の対象外ですので確定申告をしてください。

金税額控除に係る申告特例申請書

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

令和 年 月 日 飯綱町長 殿

飯綱町 税務番号

フリガナ

氏名

個人番号

生年月日

住所

電話番号

第五 押印は不要です。

個人番号(12桁)をご記入ください。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみです。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、当該②に該当すると見込まれる者をいいます。
(イ) 地方自治体に対する寄附金を支払う年の年の初め(平成27年度は平成27年1月1日)の時点で、地方自治体から寄附金を受け取った者
(ロ) 地方自治体に対する寄附金を支払う年の年の初め(平成27年度は平成27年1月1日)の時点で、地方自治体から寄附金を受け取った者
(ハ) 地方自治体に対する寄附金を支払う年の年の初め(平成27年度は平成27年1月1日)の時点で、地方自治体から寄附金を受け取った者
(ニ) 地方自治体に対する寄附金を支払う年の年の初め(平成27年度は平成27年1月1日)の時点で、地方自治体から寄附金を受け取った者
(ホ) 地方自治体に対する寄附金を支払う年の年の初め(平成27年度は平成27年1月1日)の時点で、地方自治体から寄附金を受け取った者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当するとは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けたものの総数を当該自治体の総人口に占める割合が5%未満となる者である。

下記書類が確認できるように、コピーして太枠の中に貼り付けてください。

※本枠に入りきらない書類のコピーは、裏面
※確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号
※確認書類に記載の住所や氏名が、申請書の

確認書類は両方とも必要です。

①個人番号確認書類(添付欄)

有効期限内のもの(期限のないものは発行日から遡り6カ月以内)

マイナンバーカード(裏面)のコピー

マイナンバーカード(表)のコピー

通知カードのコピー ※1
※通知カードは、住民税課税住所に記載されている事項と一致しない場合は、使用できません。

個人番号が記載された住民票を提出してください。

②本人確認書類(添付欄)

有効期限内のもの(期限のないものは発行日から遡り6カ月以内)

マイナンバーカード(表)のコピー

マイナンバーカード(裏面)のコピー

下記いずれかの顔写真付き書類のコピー1点
運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
※上記をお持ちでない場合は、公的書類のコピーが必要です。
健康保険被保険者証、国民年金手帳、地方税・国税公共料金の徴収書・納税証明書、印鑑登録証明書、住民票など

本人確認ができる書類のコピーを添付してください。

本申請書の提出期限は、寄附年の翌月10日必着です

個人番号(12桁)の記載がある書類のコピーを添付してください。

本人確認ができる書類のコピーを添付してください。

申請書の貼り付け欄に入りきらない確認書類は、確認書類追加貼り付け用紙に添付してください。

確認書類追加貼り付け用紙

申請書提出前にもう一度ご確認ください!!

1. 申請書に添付した書類が、本用紙に記載の書類と一致しているか。
2. 申請書に添付した書類が、本用紙に記載の書類と一致しているか。
3. 申請書に添付した書類が、本用紙に記載の書類と一致しているか。
4. 申請書に添付した書類が、本用紙に記載の書類と一致しているか。
5. 申請書に添付した書類が、本用紙に記載の書類と一致しているか。
6. 申請書に添付した書類が、本用紙に記載の書類と一致しているか。
7. 申請書に添付した書類が、本用紙に記載の書類と一致しているか。
8. 申請書に添付した書類が、本用紙に記載の書類と一致しているか。

申請書提出前にもう一度ご確認ください!!

No.	確認事項	チェック
1	申請書には翌年度の住民税が課税される住所が記入されていますか。(本申請は寄附翌年1月1日時点の住民税課税地に申請する必要があります) 以下3点の氏名・住所がすべて一致していることをご確認ください。 「申請書」・「個人番号確認書類」・「本人確認書類」 ※住民票の住所と違う自治体で課税されている方は、備考欄にお書き添えください。 (例) 住民登録の住所は〇〇〇、課税地は▲▲▲ 等	<input type="checkbox"/>
2	提出後、寄附翌年1月1日までの間に氏名・住所に変更があった場合は、変更届出書をご提出ください。 (提出期限: 寄附翌年1月10日必着)	<input type="checkbox"/>
3	身分証明書について、有効期限のある証明書は有効期限内のものに限ります。 期限のないものは発行日(又は領収日時の押印)から原則6カ月以内のものに限ります。	<input type="checkbox"/>
4	マイナンバー通知カードについては、通知カードの記載事項(住所・氏名)が住民票(申請書)と一致している場合のみ有効です。	<input type="checkbox"/>
5	本申請による返礼品の配送先変更はお受けできませんのでご注意ください。返礼品の配送先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
6	本申請書類が当町に到着したかどうかの確認はできません。郵便の到着確認をされた方は、簡易書留など追跡できるサービスをお使いのうえご提出ください。	<input type="checkbox"/>
7	書類到着後、順次受付を行い、受付が完了した方へは「ワンストップ受付通知メール」をお送りいたします。不備があった場合は、申請書と添付書類を一度ご返送いたしますので、修正のうえ再度お送りください。 (寄附翌年1月10日必着)	<input type="checkbox"/>
8		<input type="checkbox"/>

【備考欄】

大切な寄附金控除についてご安心いただくためにも確認事項をご一読のうえチェックをお願いいたします。

飯綱町ワンストップ特例申請受付確認サイト「ワンストップ受付窓口」
こちらからワンストップの受理状況を確認することができます。
<https://furusato-madoguchi.jp/onestop/iizuna/>

